

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(概要)

本町は、奈良県のほぼ中央、大和盆地の南辺に位置し、総面積は 25.79 km²である。町内を近畿日本鉄道吉野線が走り、壺阪山、市尾の 2 駅がある。町を南北に貫く一般国道 169 号は、橿原市から高取町を通り、吉野、熊野へ続く大動脈となっている。

北の橿原市、東の明日香村、西の御所市、南の大淀町とは山で隔てられ、町内の多くが山地で占められている。その山地をぬうように、町のほぼ中央部を吉備川、西を曾我川、東を高取川が流れている。

(風水害)

本町における風水害の主要な要因としては、梅雨期や台風による豪雨、近年の異常気象による集中豪雨が想定される。

以下に、水防法の規定により県が指定した、大和川水系曾我川と高取川の浸水想定区域を示す。

	曾我川	高取川
作成主体	奈良県	奈良県
指定年月日	平成 31 年 3 月 26 日	令和 2 年 3 月 27 日
告示番号	奈良県告示第 489 号	奈良県告示第 493 号
指定の根拠法令	水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 号第 1 項	水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項
指定の前提となる計画の基本となる降雨	流域全体に 24 時間総雨量 195mm、ピーク時の 1 時間に 69mm の降雨がある場合	流域全体に 24 時間総雨量 195mm、ピーク時の 1 時間に 69mm の降雨がある場合
対象となる水位周知河川	左岸：御所市大字重阪字内谷 643 番の 1 地先から小柳橋まで 右岸：御所市大字重阪字内谷 639 番地先から小柳橋まで	左岸：高市郡高取町大字下子島字マトカ 29 番の 1 地先から曾我川への合流点まで 右岸：高市郡高取町大字上子島字マトバ 2 番の 6 地先から曾我川への合流点まで
関係市町村	大和高田市、橿原市、御所市、川西町、三宅町、田原本町、高取町、広陵町、河合町	橿原市、田原本町、高取町、明日香村

○人的被害

[死者：約 24 人、負傷者：約 123 人、死傷者：約 147 人]

○建物被害

[全壊：約 533 棟、半壊：約 295 棟、全・半壊計：約 828 棟]

○避難者数（最大と見込まれる 1 週間後）

[約 2,774 人]

(出典：高取町国土強靭化地域計画)

(土砂災害)

本町は、町内の多くを山地が占めている。そのため、集中豪雨や豪雨が続くようなことがあれば、土砂災害が発生する恐れがある。

	種別	
	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域
急傾斜地崩壊	150 箇所	148 箇所
土石流	112 箇所	82 箇所
地すべり	0 箇所	0 箇所
合計	262 箇所	230 箇所

(出典：高取町国土強靭化地域計画)

(地震災害)

○想定地震

奈良県が平成16年10月に取りまとめた「第2次奈良県地震被害想定調査報告書」によると、本町に最も大きな被害をもたらす可能性が高い地震は、内陸型地震の「中央構造線断層帯」となっている。なお、海溝型地震では、「東南海・南海地震同時発生（南海トラフ地震）」の場合に最大の揺れが想定されている。

■想定地震

地震の規模	マグニチュード 8.0 中央構造線断層帯（長さ 74km） マグニチュード 8.6 海溝型（東南海・南海地震同時発生）
地震発生時	冬の朝 5 時及び冬の夕方 6 時（火災による被害）
気象条件	平均風速 10m/秒

■被害想定

種別		中央構造線断層帯	海溝型 (東南海・南海地震同時発生)
予測震度		震度 6 強～7	震度 5 弱～5 強
人的被害	死者	24 人	0 人
	負傷者	123 人	0 人
	避難者	2,774 人	0 人
建物被害	全壊建物	533 棟	0 棟
	半壊建物	295 棟	0 棟
地震火災	炎上出火件数	5 件	0 件

(出典：第2次奈良県地震被害想定調査報告書)

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウィルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、当町において多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 257
- ・小規模事業者数 217 (H28 経済センサス)

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	卸売業、小売業	89	67	町内に広く分散
	建設業	50	35	町内に広く分散
	サービス業	47	42	町内に広く分散
	製造業	46	35	町内に広く分散
	医療、福祉	30	13	町内に広く分散
	その他	45	35	

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・国土強靭化地域計画の策定
- ・地域防災計画の策定
- ・総合防災マップの作成
- ・防災重点ためいけハザードマップ全図の作成

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・東京海上日動火災株式会社、あいおいニッセイ同和損保会社、奈良県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・新型コロナウィルス感染症対策経営相談及び施策についての周知

II 課題

現状では緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（国内感染発生期）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者への紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する
- ・新型ウィルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には、常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウィルス感染症に対して業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策については事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和5年事業継続計画を作成（作成予定）

3) 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会が連携協定を結ぶ東京海上日動火災株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社や奈良県火災共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険、共済等の紹介等を実施する
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険、共済（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発セミナー掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・経営指導員による小規模事業者の事業者BCP（事業継続力強化計画）の作成支援及び取り組み状況の確認。
- ・当町関係部署と町内事業者の事業継続力強化支援に関して状況確認や改善点等について定期的に協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード 7 の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 3 時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。)
- ・国内感染症発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、高取町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自陣の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確認をし、警報解除後に勤務する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

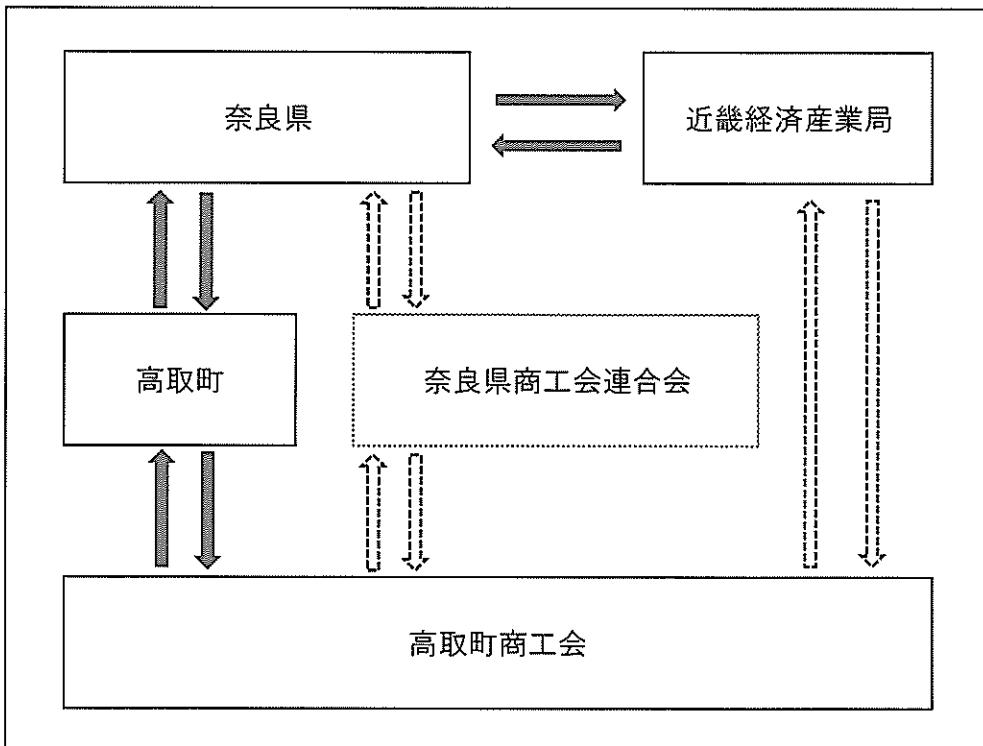
発災後～1週間	1日に 3 回共有する
2週間～3週間	1日に 2 回共有する
4週間～2ヶ月	1日に 1 回共有する
2ヶ月以降	2日に 1 回共有する

- ・当町で取りまとめた「高取町地域防災計画」等を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。

- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、奈良県の指定する方法にて当会または当町より奈良県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を奈良県へ報告する。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、高取町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・奈良県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を奈良県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

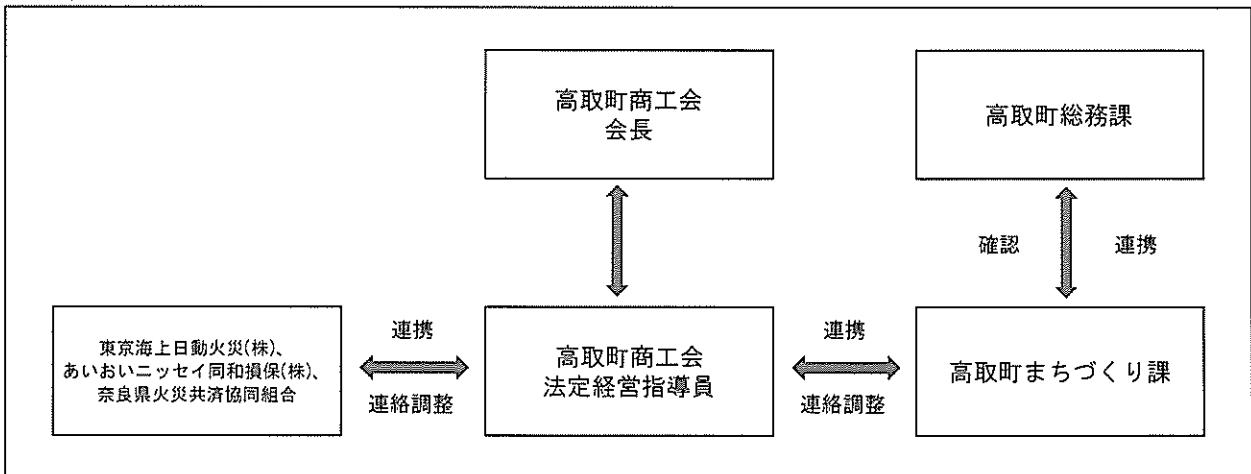
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年11月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 吉村 公伸（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・本計画の具体的な取り組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

高取町商工会

〒635-0154

奈良県高市郡高取町観光覚寺 990 番地 1

TEL:0744-52-3168/FAX:0744-52-4522

E-mail:taka-sho@m5.kcn.ne.jp

②関係市町村

高取町まちづくり課

〒635-0154

奈良県高市郡高取町観光覚寺 990 番地 1

TEL:0744-52-3334/FAX:0744-52-4063

E-mail:nourin@town.takatori.nara.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・専門家派遣費	132	132	132	132	132
・セミナー開催費	33	33	33	33	33
・パンフ、チラシ作製費	35	35	35	35	35

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、高取町補助金、奈良県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会または商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
東京海上日動火災 株式会社 代表取締役 広瀬 伸一 東京都千代田区丸の内1丁目2番1号
あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社 代表取締役 鈴木 久仁 東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号
奈良県火災共済協同組合 理事長松塚幾善 奈良県奈良市登大路38-1
連携して実施する事業の内容
① 商工団体会員企業への同行募集 ② 会議、セミナーにおける制度説明 ③ 地震、水害等自然災害担保商品の提案 ④ 各種目加入の提案等
連携して事業を実施する者の役割
① 自然災害等の対策として普及啓発、各種制度の情報提供を行う。 ② 中小・小規模事業者が単独で行う「事業継続力強化計画」の保険（共済）加入のリスクファイナンスとして加入することにより、自然災害等が事業活動に与える影響の軽減に資する取組を行う ③ 商工会会員事業者等に対する労務リスク対策のノウハウ提供 ④ 商工会経営指導員等に対する保険の基礎知識の提供 ⑤ 労務リスク対策セミナーの共同開催および講師派遣 ⑥ 労務リスク対策ツールの提供

連携体制図等

